

大韓民国の在外選挙は
次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

『公職選挙法』に違反した場合 一定期間選挙権の行使を制限

- 選挙日現在、満 19 才以上の在外国民は大統領選挙および国会議員選挙に投票権があります。ただし、「公職選挙法」等に定めた欠格事由に該当する人は投票できません。

世界各国の選挙権年齢は大部分 18 才を基準としているが、大韓民国は選挙日現在、満 19 才以上であれば選挙権を行使できます。しかし、満 19 才以上の国民でも選挙日現在、禁治産宣告を受けた者や禁錮以上の刑の宣告を受けてその執行が終了しなかったりその執行を受けずに確定しない者は選挙権がなく、特に『公職選挙法』に違反した者で▶ 100 万ウォン以上の罰金刑の宣告を受けてその刑が確定された後 5 年を経過しない者▶ 刑の執行猶予の宣告を受けてその刑が確定された後 10 年を経過しない者▶ 懲役刑の宣告を受けてその執行を受けずに確定した後、またはその刑の執行が終了したり免除された後 10 年を経過しない者(刑が失効された者も含む)は投票に参加できません。その他に政治資金不正授受、選挙費用関連違反行為と関連して、政治資金法に違反した者、国民投票法違反者など『公職選挙法』第 18 条で定めた欠格事由に該当したり裁判所の判決または他の法律によって、選挙権が停止または喪失した者は選挙権がありません。

※ 「公職選挙法」に違反した者の選挙権行使制限期間

100 万ウォン以上の罰金	その刑が確定された後 5 年
執行猶予	その刑が確定された後 10 年
懲役刑	その刑の執行を受けずに確定した後 またはその刑の執行が終了したり免除された後 10 年

<資料提供 韓国・中央選挙管理委員会(WWW.nec.go.kr)>

選挙管理委員会は**政治的中立と**
公正な選挙管理を最優先しています